流木引取申請書

西いぶり広域連合長　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 【引取申請者】 | （申込日：令和　　　年　　　月　　　日） |
|  | 住　　所 |  |
|  | 氏　　名 |  | 電　話 |  |
|  | 利用目的 | □自宅薪ストーブ用□その他： |
|  | 希望数量 | □ワゴン車　　　台分　　□普通乗用車　　台分　　□軽自動車　　台分□軽トラック　　台分　　□　　トントラック　台分 |
|  | 引取希望日　　時 | ※開場日の午前10時～午後４時の間とすること。令和　　年　　月　　日　　　時　～　令和　　年　　月　　日　　　時 |

※申請の際は、引取を申請される方の運転免許証のコピーを添付してください。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 【注意事項】①　譲渡費用は無償です。②　引取日時は、最終処分場の開場日（正月や祝日を除く平日）の午前10時から午後４時までとします。③　流木は、性質上、形、大きさ、品質等は保証できません。また、防腐・防虫処理等もしておりません。引取後の苦情、返却は受け付けません。なお、引取った流木により引取者に生じた損害について、西いぶり広域連合は一切の責任を負いません。④　流木の小割などは、ご自身で道具等を用意し行ってください。⑤　運搬は、途中で飛散しないようシートで覆うなどして運搬してください。　　また、積む際は、過積載とならないように注意してください。⑥　流木引取に伴う事故やけがは、自己責任となります。積込時などの安全には十分注意してください。⑦　引き取った流木について、絶対に不法投棄しないでください。　廃棄物の不法投棄は、法により「５年以下の懲役若しくは１千万円以下の罰金、又はこれの併科」に処せられることがあります。【引き取り条件】①　万が一、引き取った流木が不要となった場合、処理業者に委託するなどして、適正に処分します。②　散乱防止に十分留意し、散乱した場合、清掃します。③　引き取り後は、責任を持って管理、利用します。④　その他、西いぶり広域連合及びその受託者の指示に従います。流木の引き取りについて、以上の注意事項を理解の上、引き取り条件を遵守しますので、以下に署名して申請します。 |
|  | 引取希望者署名 |  |

流木引取許可書

　　　　　　　　　　　様

西いぶり広域連合長

令和　　年　　月　　日付で申請のあった流木引取について、以下のとおり許可します。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用目的 | □自宅薪ストーブ用□その他： |
| 引取希望日　　時 | 令和　　年　　月　　日　　　時　～　令和　　年　　月　　日　　　時 |

なお、引取の際は、必ず本書を最終処分場受付に提示してください。

また、以下の注意事項を理解の上、引取条件を遵守してください。

【注意事項】

①　譲渡費用は無償です。

②　引取日時は、最終処分場の開場日（正月や祝日を除く平日）の午前10時から午後４時までとします。

③　流木は、性質上、形、大きさ、品質等は保証できません。

また、防腐・防虫処理等もしておりません。引取後の苦情、返却は受け付けません。

なお、引取った流木により引取者に生じた損害について、西いぶり広域連合は一切の責任を負いません。

④　流木の小割などは、ご自身で道具等を用意し行ってください。

⑤　運搬は、途中で飛散しないようシートで覆うなどして運搬してください。

　　また、積む際は、過積載とならないように注意してください。

⑥　流木引取に伴う事故やけがは、自己責任となります。積込時などの安全には十分注意してください。

⑦　引き取った流木について、絶対に不法投棄しないでください。

　廃棄物の不法投棄は、法により「５年以下の懲役若しくは１千万円以下の罰金、又はこれの併科」に処せられることがあります。

【引き取り条件】

①　万が一、引き取った流木が不要となった場合、処理業者に委託するなどにより、適正に処分します。

②　散乱防止に十分留意し、散乱した場合、清掃します。

③　引き取り後は、責任を持って管理、利用します。

④　その他、西いぶり広域連合及びその受託者の指示に従います。